

参加者確認公募説明書

陸別成層圏総合観測室観測システムの運転・保守管理等業務

令和8年1月

国立研究開発法人国立環境研究所

陸別成層圏総合観測室観測システムの運転・保守管理等業務
に係る参加希望書類の募集要領

1. 総則

陸別成層圏総合観測室観測システムの運転・保守管理等業務に係る参加者確認公募の実施については、この要領に定める。

2. 業務概要

(1) 業務名

陸別成層圏総合観測室観測システムの運転・保守管理等業務

(2) 業務内容等

別添仕様書（案）のとおり。

(3) 予算額

非公表。ただし、企画競争手続に移行する場合にあっては、別途提示する。

(4) 履行期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

3. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第5条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第6条の規定に該当しない者であること。
- ③ 契約者等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 参加者確認公募説明書別紙に定める暴力団排除等に関する誓約事項に誓約できる者であること。

(2) 技術力に関する要件

観測室に設置してある観測機器及びデータ処理機器、またはそれと同等の機器類の取り扱いに精通し、所定の観測手順及びシステム保守要領に従い、自らの判断でシステムを正常に運用・保守できること。

(3) 業務執行体制に関する要件

緊急時等は、短時間のうちに観測室等において対応できること。

(4) (2) から (3) の要件を満たすことを証明する、資料及び証明書等を提出し、承認を得ること。

4. 参加希望書類の募集に関する質問の提出先及び回答

(1) 提出場所

茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人国立環境研究所総務部会計課契約第一係 担当：長嶋

T E L : 029-850-2775 F A X : 029-850-2388

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限り、受領期間必着とする）によって提出すること。メールによる電子データ（ワードもしくはエクセルで作成したもの）の送付も可とする。
(データの送付先：chotatsu@nies.go.jp)

(3) 提出期間

令和8年2月6日（金）までの10時～16時（持参の場合は、12時～13時を除く）

(4) 質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

期 間：令和8年2月12日（木）午前10時から

令和8年2月20日（金）午後4時まで

茨城県つくば市小野川16-2

当研究所H P上

5. 提出書類、提出期限等

(1) 提出書類

- ① 陸別成層圏総合観測室観測システムの運転・保守管理等業務に係る参加希望書類（別添様式参照）
- ② 提出者の概要（会社概要等）が分かる資料
- ③ 3(4)に示す書類

(2) 提出期限等

① 提出期限

令和8年2月20日（金）16時

② 参加希望書類の提出場所及び作成に関する問合せ先

4(1)に同じ。

③ 提出部数

2部

④ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る）すること。

なお、郵送する場合は、封筒に「陸別成層圏総合観測室観測システムの運転・保守管理等業務に係る参加希望書類在中」と朱書きすること。

⑤ 提出に当たっての注意事項

- ア 受付時間は、平日の10時から16時まで（持参の場合は、12時～13時を除く）とする。
- イ 提出期限までに提出場所に現に到達しなかった参加希望書類は、無効とする。
- ウ 提出された参加希望書類は、その事由の如何にかかわらず、提出期限以降は差替え又は再提出を行うことはできない。
- エ 提出された参加希望書類は、返却しない。
- オ 提出された参加希望書類は、提出者に無断で、参加希望書類の審査以外の目的には使用しない。
- カ 虚偽の記載をした参加希望書類は、無効とする。また、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行う。
- キ 参加希望書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

6. 参加希望書類の審査

- (1) 国立環境研究所において、提出された参加希望書類に基づき、当該参加希望書類の提出者が3に定める応募要件を満たしているか否かについて審査し、その結果を参加希望書類の提出者に対して令和8年2月24日（火）までに通知する。
- (2) 審査に当たっては、参加希望書類の記載内容について提出者に問い合わせがあるので、参加希望書類提出後、(1)の通知期限までは、問い合わせに適切に対応できるようにすること。提出者が問い合わせに応じないとき、又は提出者と連絡が取れないときは、応募要件の確認ができないため、応募要件を満たしていない者と認めることとする。
- (3) 審査の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定事業者との随意契約手続に移行し、応募要件を満たすと認められる者が複数いる場合にあっては、一般競争入札又は企画競争手続（以下「一般競争入札等手続」という。）に移行する。
- (4) 応募要件を満たしていないと認める旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができる。

7. 一般競争入札等手続に移行した場合

- (1) 一般競争入札等手続に移行した場合にあっては、応募要件を満たす応募者に対して、入札説明書等を交付し、入札書等の提出を要請する。
- (2) 入札書等提出予定期限
令和8年3月23日（水）

8. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口
4 (1) に同じ。
- (3) 令和7・8・9年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「情報処理」又は「その他」の認定を受けていない者であっても、参加希望書類を提出することができるが、その者が3に定める応募要件を満たすと認められ、一般競争入札又は企画競争手続きに移行した場合に入札書等を提出するためには、入札書等の提出時までに、当該資格の認定を受ける必要がある。

別添様式

令和 年 月 日

国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 木本 昌秀 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

陸別成層圏総合観測室観測システムの運転・保守管理等業務
に係る参加希望書類の提出について

標記の業務について、当社において実施することを希望します。
応募要件を満たしていることを、添付資料のとおりお示しします。
なお、参加者確認公募説明書別紙の暴力団排除等に関する誓約事項に誓約します。

- (1) 会社概要等
(2) 参加者確認公募説明書3 (4) に示す書類

担当者等連絡先
所属部署：
担当者名：
責任者名：
TEL :
E-mail :

別紙

暴力団排除等に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「貴所」という。）の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
- ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて国立研究開発法人国立環境研究所の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うとともに、発注元の貴所へ報告を行います。

5. 貴所の規程類及び法令を遵守して不正、不適切な行為に関与せず、また、貴所の職員等から不正行為の依頼等があった場合には拒絶するとともに、その内容を貴所に通報し、さらに内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力します。

（参考）国立研究開発法人国立環境研究所 規程・規則等

<https://www.nies.go.jp/kihon/kitei/>

国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則（抄）

第2章 一般競争契約

（一般競争に参加させることができない者）

第5条 契約責任者は、特別の事由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を会計規程第34条第1項の規程による一般競争に参加させることができない。

（一般競争に参加させないことができる者）

第6条 契約責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者

2 契約責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

（予定価格の作成）

第13条 契約責任者は、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならぬ。

(案)

仕様書

- 1 件 名 陸別成層圏総合観測室観測システムの運転・保守管理等業務
- 2 業務契約期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日
- 3 業務実施場所 請負者及び国立研究開発法人国立環境研究所陸別成層圏総合観測室（北海道陸別町宇遠別）において行うものとする。

4 目的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）は、平成23年度に地上フーリエ変換分光観測システムを北海道陸別町の町立天文観測施設「りくべつ宇宙地球科学館」内の総合観測室に設置し、地球温暖化に係わる大気微量成分のスペクトルの観測運用を行っている。取得したスペクトルを解析することにより、温室効果ガス等の存在量を導出する。これらのデータは温室効果ガス等の変動を明らかにするために重要であるだけでなく、日本の打ち上げた温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」および後継機である「いぶき2号」、「いぶきGW」（「いぶきシリーズ」）等の衛星観測データのデータ質を評価する検証に不可欠である。更に、「いぶきシリーズ」等の温室効果ガス導出する際の誤差要因となる薄い巻雲やエアロゾルの観測を行うことは、高度なデータ質の評価と導出アルゴリズムの高度化に非常に重要である。

NIESが上記の円滑な研究業務を行うため、地上フーリエ変換分光観測システム、ミー散乱ライダー、スカイラジオメーターを常に最良な状態に維持し、かつ経済的な運用を行うことが必須となる。

本業務は、遠隔地に開設している観測室において、欠測が無い高水準の観測業務を円滑に実施するために、遠隔観測地における観測システムの運用・保守管理体制を構築するものである。更に、地上フーリエ変換分光観測システムの運用を行うものである。

5 業務内容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES担当者と十分な打ち合わせを行い、以下の業務を実施することとする。

（1）観測システム等の運用・保守

1) 地上フーリエ変換分光観測システム

①観測準備作業

②装置の点検・管理

・エンクロージャ及び観測室

（エンクロージャの状況確認、観測室内等の気温・湿度、観測室内の空調の状況の確認）

・太陽光自動追尾装置・光学系

（太陽光自動追尾、反射鏡表面の清浄度、光軸、気象モニター）

・フーリエ変換分光計（Bruker社 IFS 120/5 HR）

（入射窓、検出器液体窒素保持時間、波数掃引、信号強度）

・気象観測装置

（温湿度、全天日射計、風向風速計）

③観測準備

・電源投入

・装置各部の点検

- ・エンクロージャの開閉
- ・検出器への液体窒素の注入(NDACC 観測時及びHBr gas cell 測定のみ)
- ・測定プログラムの起動、測定パラメータの入力
- ・受信光学系微調整

④観測

- ・太陽追尾装置、受信光学系の動作の確認
- ・受信信号処理系の動作確認
- ・気象状況の把握
- ・気象観測装置の動作確認
- ・観測モード、取得データファイル、観測条件の把握

⑤観測のまとめ

- ・観測データファイルのまとめ
- ・補助データのまとめ
- ・予備的解析(必要な場合、NIES 担当者の指示により実施する)
- ・解析データのまとめ

⑥資材、物品管理の補助

⑦作業日報の作成

⑧上記①から⑦の他、NIES 担当者の指示に従い、必要な業務を行う。

2) ミニ散乱ライダー

- ①観測システム等の日常点検・確認及び観測条件の監視を行う
- ②観測システム等の日常点検等において異常等が発生した場合、NIES 担当者の指示の下、異常箇所の特定や復旧のため、機器類の調整や分解・修繕を行う。
- ③観測システム等の異常等の発生により緊急に対応が必要な場合は、請負者が対応できる範囲内において、NIES 担当者からの指示無しに請負者の判断で対応する。
- ④運用・保守に必要な交換部品等は別途 NIES が支給する。
- ⑤NIES が年次点検あるいは緊急点検等を行う場合は、NIES 担当者の指示の下、当該点検作業を補助する。
- ⑥NIES が年次補修あるいは緊急補修等を行う場合は、NIES 担当者の指示の下、当該補修作業を補助する。
- ⑦観測システム等の異常等の発生により、NIES 担当者が必要と判断した場合には、請負者が対応できる範囲内において、本仕様書で指示された業務以外に作業を指示することがある。
- ⑧業務契約期間途中において、観測システムの更新や追加等があった場合には、NIES と協議の上、その運用・保守について対応する。

3) スカイラジオメーター

- ①観測システム等の日常点検・確認及び観測条件の監視を行う
- ②観測システム等の日常点検等において異常等が発生した場合、NIES 担当者の指示の下、異常箇所の特定や復旧のため、機器類の調整や分解・修繕を行う。
- ③観測システム等の異常等の発生により緊急に対応が必要な場合は、請負者が対応できる範囲内において、NIES 担当者からの指示無しに請負者の判断で対応する。
- ④運用・保守に必要な交換部品等は別途 NIES が支給する。
- ⑤NIES が年次点検あるいは緊急点検等を行う場合は、NIES 担当者の指示の下、当該点検作業を補助する。

- ⑥NIES が年次補修あるいは緊急補修等を行う場合は、NIES 担当者の指示の下、当該補修作業を補助する。
- ⑦観測システム等の異常等の発生により、NIES 担当者が必要と判断した場合には、請負者が対応できる範囲内において、本仕様書で指示された業務以外に作業を指示することがある。
- ⑧業務契約期間途中において、観測システムの更新や追加等があった場合には、NIES と協議の上、その運用・保守について対応する。

(2) 観測データの整理

上記に示す観測システムで収録されたデータを月1回、所定の様式で1次データに加工し、NIES へ提出する。

(3) 現地代理人機能

請負者は、陸別成層圏総合観測室における、以下の現地代理人機能を担う。

- ①一般的な機能保全作業（整理整頓、清掃、除雪等）
- ②管理作業用機器類の管理（別表参照）
- ③物品の授受及び管理
- ④来訪者対応及び配布用広報資料の管理

6 業務実施体制及び資格

請負者は、本業務履行可能な体制を整えること。

(1) 実施体制及び資格等

体制：通常時は、6 (2) に示す業務対応時間（想定作業量）に対応できること。緊急時等は、短時間のうちに陸別成層圏総合観測室等において対応できること。

要員：技師 1名

資格：

- ・高卒以上、又は同等の知識を有する者。

- ・環境観測分野についての技術・知見を有している者。具体的には、観測室に設置してある観測機器及びデータ処理機器、またはそれと同等の機器類の取り扱いに精通し、所定の観測手順及びシステム保守要領に従い、自らの判断でシステムを正常に運用・保守できる者。
- ・高分解能 FTIR(波数分解能 0.02 cm^{-1} 以下)を用いた大気観測を実施できること。

(2) 業務対応時間（想定作業量）

請負者は、下記の業務対応時間（想定作業量）を基準とし、本業務を実施するものとする。

① 観測システム等の運用・保守

- ・日作業 1 時間／日
- ・週作業 3 時間／週
- ・月作業 3 時間／月 (週作業日の内、毎月 1 週分を月作業にあてる)

②観測データの整理

2 時間／週

③現地代理人機能

2 時間／週

7 完了報告

請負者は、業務概要及び5－(1)－⑤の保守管理記録を収録した報告書(PDF)を作成し、NIES 担当者へ提出するものとする。

8 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第27条及び第28条を含む著作権の全てをNIESに譲渡するものとし、当該対価は本契約金額に含むものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIESが承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)に関わらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

9 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下URLにおいて公開している。

(http://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES担当者に書面で提出すること。また、変更があった場合には、速やかに報告すること。
- (2) 請負者は、NIESから提供された情報について目的外の利用を禁止する。
- (3) 請負者は、NIESから要機密情報を提供された場合には、機密保持義務を負うこととし、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (4) 請負者は、NIESから提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じてNIESの行う情報セキュリティ監査を受け入れること。また、速やかに是正処置を実施すること。
- (6) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講じること。また、不正プログラム対策ソフトが導入されており、利用ソフトウェアやその脆弱性等、適切に管理された電算機を利用すること。
- (7) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

10 検査

本業務終了後、10日以内に本仕様書に基づく検査を実施し、合格しなければならない。

11 協議事項

本業務に関し疑義等を生じた時は、速やかにNIES担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

12 その他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

陸別成層圏総合観測室観測システムの運転・保守管理等業務の内容

(○日作業 ◎週作業)

地上フーリエ変換分光観測システム

構成装置	部位・項目	点検	清掃	交換	記録	備考
システム全体	全体	動作	○			点検は観測実施前のみ
ドーム及び観測室		動作	○	◎		点検は観測実施前のみ
太陽光自動追尾装置・光学系		動作	○	◎		点検は観測実施前のみ
フーリエ変換分光計		動作	○	◎	○	点検は観測実施前のみ。記録は観測時のみ。
気象測器		動作、データ収録	○	◎	○	点検は観測実施前のみ。記録は観測時のみ。

ミー散乱ライダー

構成装置	部位・項目	点検	清掃	交換	記録	備考
ミー散乱ライダー	全体	動作	○			点検は観測実施前のみ

スカイラジオメーター

構成装置	部位・項目	点検	清掃	交換	記録	備考
スカイラジオメーター	全体	動作	○			

管理作業用機器類

構成装置	部位・項目	点検	清掃	交換	記録	備考
コンピュータ	本体	動作	○			
電話機・ファックス機	本体	動作	○			
コピー機	本体	動作	◎			
ネットワーク機器	本体	動作	◎			